

国立市携帯電話等基地局の設置等に関する指導要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、市内における携帯電話等基地局の設置等に当たり事業者が行う手続について定めることにより、事業者が近隣住民等に対し事前に説明する責任を明確にし、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 携帯電話等基地局 携帯電話端末、PHS 端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのもの及び災害のために必要な緊急措置として設置するものを除く。）をいう。
- (2) 携帯電話等基地局の設置等 新たな携帯電話等基地局の設置又は既存の携帯電話等基地局の形状の変更をいう。
- (3) 事業者 携帯電話等基地局の設置等をしようとする者をいう。
- (4) 近隣住民等 携帯電話等基地局のアンテナの中心からの水平距離が、地盤面から当該携帯電話等基地局のアンテナの上端までの高さの 2 倍の距離の範囲内において、土地若しくは建物を所有し、又は居住する者をいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）で使用する用語の例による。

(設置等計画の届出)

第 3 条 事業者は、携帯電話等基地局の設置等をしようとするときは、法令等に定める手続を行う前に、携帯電話等基地局設置等計画届出書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 設置等をしようとする場所の位置図
- (2) 事業工程表
- (3) 設備関係図書
- (4) 近隣住民等の範囲を示す図書

(5) 近隣住民等への説明資料

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(説明会等の実施)

第4条 事業者は、前条の規定による届出をしたときは、携帯電話等基地局の設置等の工事に着手する前に、近隣住民等に対して、当該届出に係る計画の内容について説明会の開催又は個別説明(以下「説明会等」という。)の方法により説明し、紛争が生じないように努めなければならない。

2 事業者は、前項の説明会を開催しようとするときは、原則として開催日の7日前までに、近隣住民等に対して説明会の開催について周知しなければならない。

3 事業者は、説明会等を完了したときは、原則として説明会等の完了後14日以内に、説明会等完了報告書(第2号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 説明会を開催した場合は、当該説明会について周知した近隣住民等の一覧表

(2) 近隣住民等の範囲を示す図書

(3) 近隣住民等への説明に用いた資料

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前3項の規定は、前条の規定による届出の内容が既存の携帯電話等基地局の形状の変更のうち規模の縮小等であって、近隣住民等の生活環境に影響を与えるものでないと市長が認める場合には、適用しない。

(委 任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

第2号様式

年 月 日

国立市長 殿

所在地
事業者 名称
代表者氏名
電話番号

印

説明会等完了報告書

携帯電話等基地局の設置等に係る計画内容について近隣住民等への説明を行ったので、国立市携帯電話等基地局の設置等に関する指導要綱第4条第3項の規定により、次のとおり報告します。

説明実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
説明方法	説明会 個別説明
説明者	所在地 担当者氏名 名称 電話番号
実施結果の要旨	意見、要望等

備考 国立市携帯電話等基地局の設置等に関する指導要綱第4条第3項各号に掲げる書類を添付してください。

周知リスト

番号	地番	近隣住民の区分			説明方法				説明日	備考 (説明に対する意見、土地の現況等)
		土地所有者	家屋所有者	居住者	説明会	訪問	投函	郵送		
1	〇〇3-10-1	○	○	○	○				5/5	
2	〇〇3-10-2	○				○			5/5	
			○					○	5/6	
				○			○		5/7	
3	〇〇3-10-3	○	○					○	5/6	
				○		○			5/5	コ-ホ° 〇〇101
				○			○		5/6,7,8	コ-ホ° 〇〇102
				○			○		5/6,7,8	コ-ホ° 〇〇103
				○	○				5/5	コ-ホ° 〇〇201
				○			○		5/6,7,8	コ-ホ° 〇〇202
				○		○			5/5	コ-ホ° 〇〇203
4	〇〇3-10-4	○	○			○			5/5	
				○			○		5/6	管理会社の指示により投函した。
5	〇〇3-10-5	○						○	5/6	現況は〇〇(駐車場、田、更地等)
6	〇〇3-10-6	○	○					○	5/6	
				○		○			5/6	〇〇〇(店舗名) 店長に説明

戸建

それぞれの区分が異なる場合

賃貸マンション、アパート等

建物がない場合